



主な
話題

第72回通常総代会開催
女性部花壇整備ボランティア
青年部さつまいも定植
田植え最盛期 その他

6月号
NO.632



TOPICS

今月の表紙……

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みによる書面議決権行使をお願いしました。役員や出席者の間隔をあけて総代会を実施できました。総代の皆さまのご協力ありがとうございました。

■ 組合長あいさつ

農作業のご多忙の中、第72回通常総代会にご出席または、書面議決を提出いただきありがとうございます。誰もが予想しなかった新型コロナウイルス感染症が世界規模で発生し、感染拡大と死者数の増加が止まる気配がありません。日本も確実に感染拡大が続いており、緊急事態宣言が発令されました。現段階では日本の感染は鈍化傾向ですが、北海道に至っては感染拡大が続いています。この状況下の中で総代会開催は役員との十分な協議の上、総会や総代会を終えた各JAを参考に書面議決を優先し、「密閉」、「密集」、「密接」の3密を避けるために会議室を広く取り、説明等は簡略に進めることとしました。

昨年度事業については総代会資料でも述べており、春先の天候不順はありましたが概ね順調に推移し、小麦については過去に例のない高品質小麦を収穫することができました。てん菜は収量、糖分ともに良好で畑作物に関しては天候に恵まれました。酪農、畜産は乳価、肉牛素牛の価格が高値で安定し良好に推移し野菜、花は全国的に安値傾向で組合員の皆さんにとっては苦慮された1年だったと思われま

す。農協事業では市内精米業者の廃業により農協での精米加工が増加し、対応に遅れが生じて迷惑をおかけしました。今年度、農産課と青果課の統合で生産販売課とし、可能な限り迅速な対応をできるよう改善します。



総代会のようす

生活店舗事業では様々な方策を取ってきましたが、実績は計画を大きく下回り、JA総体の損益に大きく影響を及ぼしました。新型コロナウイルス感染症が与える影響は予測が困難ですが今年度の生活店舗事業は背水の陣としてできる限りの経費削減と売り上げの伸長を目指してまいります。

営農事業では予期せぬ自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響で国内外の農産物相場の動きが予測しにくい厳しい状況です。国の農業諸対策も含め重大な関心をもって対応し組合員の負託に答えてまいります。

総代の皆さんには第72回通常総代会の開催にあたり、書面議決等迅速かつ柔軟な対応いただき誠に感謝申し上げます。

■ 第72回 通常総代会

5月19日(火)、第72回通常総代会がJA伊達市本所にて開催されました。

総代135名中本人出席4名、委任状6名、議決権行使書120名、合計130名(出席率96.3%)により総代会の成立を宣言しました。

議長に中央地区の二階堂幸史さんが選出され議事に移り、9件の議案と1件の報告事項が上程され、議案については全て原案通り可決されました。

主な今年度の事業方針については、積極的な対話や各組織・団体との意見交換から改革の方向性を定め、農協全体の事業伸長を図りたいとし、農協経営においては組合員の高齢化や労働力不足の対応として自動操舵トラクターやドローンの活用などスマート農業の進展に期待する中設備投資などの融資の充実、外国人労働者の稼働等を検討していくこととしました。

また、生活店舗事業では、テナント委託や人員の見直し、人時生産性の向上など積極的に改善し、農協らしい店の追求と地域に愛される店の実現を目指すとしてしました。その他、信用共済事業については持続可能な農協経営基盤の確立強化を求められる中での運用、業務体制は課の統廃合と業務内容の分散化、各施設の有効利用と方向性、国営緊急農地再編事業に関しては令和3年の事業着手に向けて職員の派遣協力、登別支所に関しては組合員や利用者へ周知した上での業務体制を判断していきたいとしてしました。

加えて、新型コロナウイルスの影響を加味し

ながら日本国内の経済状況の悪化に柔軟な発想と迅速な対応を念頭に役職員一丸となって農協事業の更なる発展に取り組むとしました。

第72回通常総代会議案

- 第1号 令和元年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表の承認について
- 第2号 賦課金の賦課及び徴収方法について
- 第3号 令和2年度事業計画の設定について
- 第4号 役員の選任について
- 第5号 役員報酬の支給について
- 第6号 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について
- 第7号 定款の一部変更について
- 第8号 [規約附属書]総代選挙規程の一部変更について
- 第9号 信用事業規程の一部変更について

報告事項1

労働保険事務組合の令和元年度徴収・納付状況の報告について



■ 公共牧場入牧始まる

5月20日(水)から5月22日(金)の間、東関内公共牧場にて育成牛の入牧が実施されました。

市内生産者が飼育している育成牛が畜産課の担当職員によって1頭ずつゲートから通し、個体番号確認や体重計測、駆虫剤塗布の作業が手際よく行われ、次々と放牧されていきました。

今年は市内12戸の生産者から176頭の牛が入牧、約70haの放牧地で育成し100kg程度体重を増やし、10月下旬に各生産者のもとへ戻ります。

また、登別公共牧場でも6月2日(火)から入牧が行われ、登別市内4戸の生産者から約40頭の牛が入牧されました。



放牧された育成牛

JA女性部



■ 女性部花壇整備ボランティア

5月22日(金) JA伊達市女性部では花壇整備活動をくみあいマーケット本店前駐車場で実施しました。人通りの多い道路に面しているくみあいマーケット本店の駐車場に景観美化の一環として花苗や花の種を蒔きました。

今年はシバザクラの苗の定植とミックスフラワーの種を蒔き、色とりどりの花が駐車場を彩ります。女性部の方々が熟練の手つきでスムーズに作業を行い、様々なイベントが中止や延期を余儀なくされる中、楽しみながら熱心に取り組んでいました。



花壇整備活動のようす

JA青年部



■ 青年部さつまいも定植

5月30日(土)、伊達市農協青年部では試験栽培用さつまいもの定植を実施しました。

さつまいもの試験栽培は今年で3年目となり、昨年は東小学校との食育活動として児童と一緒に収穫作業を行いました。試験栽培と食育活動を兼ねた取り組みとして有効的に栽培しています。

品種はシルクスイートと紅あずまで北海道での生産実績も多いため、収量の確保や栽培方法保存方法など研究しています。



さつまいも定植作業のようす

■ 田植え最盛期

5月下旬～6月上旬にかけて、伊達市内の水田の田植えが最盛期を迎えました。5月下旬は好天に恵まれたことから田植えも順調に行われました。市内の学校給食や独自ブランドの「伊達武者ななつぼし」としてマーケットで販売される他、道内各地へ出荷、販売されます。伊達市内の水田作付面積は約215haで、「ななつぼし」や「ゆめぴりか」が主力となっています。

日本国内の米の需要は減少していますが、価格の安定のために品質向上や安全・安心な米の生産が必須条件となってきます。北海道全体で米を守り、北海道ブランドの維持、発展へ取り組んでまいりましょう。



田植えのようす



新型コロナウイルス感染防止のためテレビ会議システムを活用した中で、5月13日に北海道農協酪農畜産対策本部委員会と生乳受託販売委員会の合同会議を開催し、新型コロナウイルス感染拡大に関する対応、及び令和3年度酪農畜産政策・価格対策に向けた対策等について協議しました。

新型コロナウイルスによる牛乳・乳製品の需要低下に対しては、乳業者等と連携を図り生乳処理の最大化を図るとともに、国の緊急対策を活用した消費拡大・需給調整対策を実施することとしました。

また、今後農林水産省に対し酪農畜産分野の懸念事項を踏まえ必要な対策を継続して要請することとしました。

令和3年度に向けた酪農畜産政策・価格対策については、組織討議の内容を踏まえ、7月上旬に開催する道酪畜対で、概算要求に向けた政策提案の内容を決定いたします。なお、新型コロナウイルスによる国内経済への影響が長期化した場合、さらなる牛乳・乳製品の需要低下が懸念されることから、酪農生産基盤を棄損させないよう国の緊急対策も踏まえ、万全な需給安定の仕組みの構築を強く要請することを確認しました。



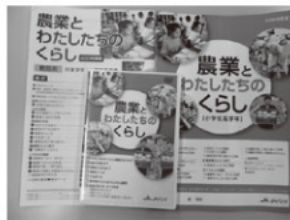
JA北海道信連



2008年度から全国の子どもたちに向けて食農教育等の取り組みを実践する「JAバンク食農教育応援事業」を展開しています。

本事業の一環として子どもたちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、小学5年生を中心とする高学年向けの補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を制作しています。

道内においては、本年度、約5万部の冊子とDVDを全道の小学校へ贈呈いたしました。



JA共済連北海道



JA共済では「家族みんなで健やかに、安全に。『おうち時間を充実させよう!』」をテーマに、JA共済のホームページに様々なお役立ちコンテンツをご用意しております。コンテンツは、○おうちでできる健康増進活動 ○おうちでじっくり、交通安全を学ぼう ○おうちの防犯、コロナ詐欺が増えています ○健康・介護ほっとラインをご紹介します。

外出自粛中にご自宅で「健康で安心して過ごしていただく」、「子どもたちが楽しく交通ルールを学べる」取り組みとしてぜひ活用ください。



ホクレン



ミルクランド北海道(事務局・ホクレン)は、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化した4月下旬から5月にかけて、医療スタッフへの感謝と、子どもたちの健康増進を願う気持ちを込めて、道内医療機関や札幌市内の保育園、幼稚園などに200mlパック換算で計16万本相当の牛乳を無償で提供しました。

またホクレンは、厳しい社会状況の中でも、ひたむきに農作業を続ける道内生産者の姿を伝えようとホクレンアンバサダーの森崎博之さんを起用したテレビCM=写真=を制作、道内民放各局で放映しました。



JA北海道厚生連



組合員ならびに地域住民の皆様の生命と健康を守るため、本会事業の積極的な啓蒙推進を図ることを目的として、広報誌「すまいる」を発行しております。年3回発行しており、様々な医療・健康情報を発信しております。

ホームページにもバックナンバーを掲載しておりますので、是非ご一読ください。



JAグループ北海道の連合会・中央会の活動内容を紹介します。各団体の詳しい取り組み内容はWEBサイトをご覧ください。

がんばれ!日本の農業



耕とう、大地と未来のみらい。JAグループ <https://ag.ja-group.jp/>

農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの 公道走行ガイドブック

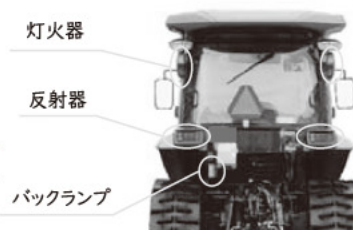
直装式農作業機におけるチェックポイント

直装式農作業機（ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのもの（けん引タイプではない）であって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のもの）を農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

全てのチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。

✓チェックその1（灯火器類の確認）

農作業機を装着しても、灯火器類（ヘッドランプ、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器）が他の交通から確認できることが必要です。農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。



①確認できない（見えない）場合に必要な対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要※があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタの場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、農作業機を装着した場合でも設置の必要はありません（その場合でも、ヘッドランプ、ウインカー、後部反射器は取付義務があります）。

トラクタの灯火器類が農作業機で見えない例



灯火器類の設置例

②確認できる（見える）場合でも必要な対応

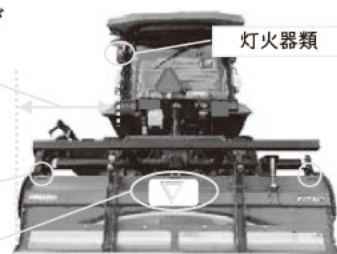
①灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側（農作業機の端）から40cmを超える場合は、農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。

②保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

元からある灯火器類が最外側から40cm以内でない例

反射器（左右両側）の設置例
前面：白、後面：赤

制限標識



✓チェックその2（全幅の確認）

農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

①農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。

②機体左側にサイドミラーを設置する必要があります。

③保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

左側サイドミラーの設置例

反射器（左右両側）（前面：白、後面：赤）の設置例


制限標識



幅1.7m超え

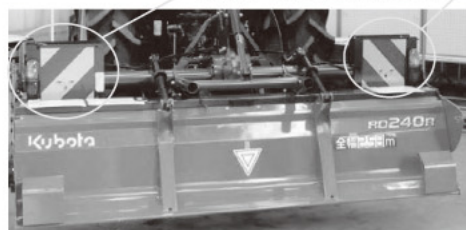
農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)から、**特殊車両通行許可を得る必要**があります(農道は許可を得る必要はありません)。
- ② 最外側が分かるよう、**前面及び後面に外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります**。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

農作業機への反射器(後面:赤)、
灯火器(前面:白、後面:赤)及び
外側表示板(前後両面)設置例

※ なお、農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。



✓チェックその3(運行速度の確認)

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性(傾斜角度)が変わるため、安定性の保安基準(30度又は35度)を満たせなくなる場合があります。


①安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと農作業機の組合せによる安定性の確認結果については、(一社)日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の速度制限はありません。



(一社)日本農業機械工業会HP
<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

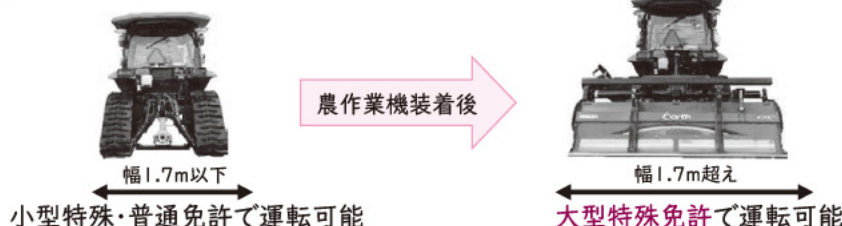
②安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① **安定性が確認されていない場合は、運行速度15km/h以下で走行する必要があります**。
- ② 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ③ 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

✓チェックその4(免許の確認)

小型特殊免許・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態で、寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあっては、2.8m以下)、最高速度が15km/h以下の条件を全て満たす、いわゆる**特定小型特殊自動車**です。このため、農作業機を装着することにより、この寸法等を超える場合には、これまでどおり**大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)**が必要です。

なお、車検制度上ではこの寸法を超えても最高速度が35km/hを超えない限り大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



けん引式農作業機におけるチェックポイント

けん引式農作業機が、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ(*)、公道走行が可能になりました。

このけん引式農作業機は、公道を走行する場合、道路運送車両法上「農耕作業用トレーラ」として**農耕トラクタとは別の「自動車」として扱われます。**

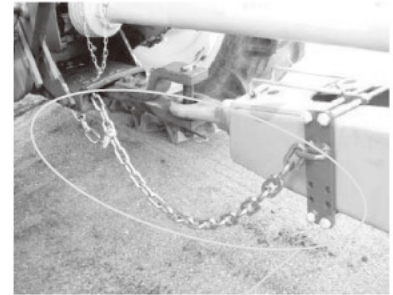
農耕トラクタで、マニユアスプレッダー、けん引式ブームスプレーヤ、ロールベア等けん引した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

✓チェックその0(前提)

農耕トラクタとは別に農耕作業用トレーラとしての保安基準を満たす**灯火類**をけん引式農作業機の前面及び後面に備える必要があります。

また、万が一意図せずに農耕トラクタとけん引式農作業機の連結装置が分離した時であっても連結を保てるように、**農耕トラクタとけん引式農作業機をチェーン等の丈夫な装置でつなぐ**必要があります。

なお、けん引車は農耕トラクタに限られ、けん引式農作業機に積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られていますので、コンバイントレーラ等の汎用性が高いものは注意が必要です。

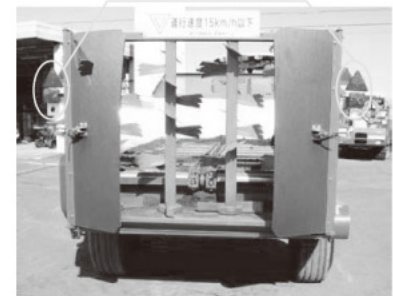


チェーン等の丈夫な装置でつなぐ

前部反射器及び車幅灯の設置例



後部反射器及び灯火類の設置例



✓チェックその1(灯火器類の確認)

けん引式農作業機は**農耕トラクタとは別の自動車として扱われます**ので、連結時に農耕トラクタの灯火器類が見えていても、けん引式作業機には、前面に車幅灯及び前部反射器(白色)を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー及び後部反射器(赤色の正立正三角形)を**所定の位置に備える必要***があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタでけん引するけん引式作業機の場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、これらを備える必要はありません(その場合でも、方向指示器、前部反射器、後部反射器は取付義務があります)。

✓チェックその2(全幅の確認)


けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、**けん引式農作業機の幅が1.7mを超えていないか確認**しましょう。

①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

①農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

けん引式農作業機の幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応


- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市道:各市町村)から、**特殊車両通行許可を得る必要**があります(農道は許可を得る必要はありません)。
- ② 最外側が分かるよう、**外側表示板を作業機の前後に設置する必要**があります。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を農耕作業用トレーラ後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ けん引車の農耕トラクタ運転者席にも幅を表示する必要があります。

※ なお、けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下で、けん引式農作業機の幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

✓チェックその3(運行速度の確認)

けん引式農作業機には、ブレーキが付いていないものがほとんどです。ブレーキが付いていない場合や最大安定傾斜角度の基準(30度又は35度)を満たしているかどうか確認されていない場合は、連結時の**運行速度15km/h以下で走行する必要**があります。

その場合、

- ① 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」をけん引式農作業機後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 農耕トラクタの運転者席にも制限速度を表示する必要があります。



✓チェックその4(免許の確認)

けん引する農耕トラクタが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下)、**最高速度15km/h以下の条件(いわゆる特定小型特殊自動車の条件)**を1つでも超える場合、単体でもその運転には大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)が必要になるとともに、その大型特殊自動車免許が必要な農耕トラクタで**車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、けん引免許(農耕作業用自動車限定のけん引免許でも可)**が必要となります。

担当部署

特殊車両通行許可申請について:国土交通省道路局道路交通管理課

☎03-5253-8111

灯火器類・全幅・運行速度について:国土交通省自動車局技術政策課

☎ 同上

(*)軽自動車税の納税義務について:総務省自治税務局自動車税制企画室
(小型特殊自動車となった場合は、軽自動車税の課税対象となり、市町村への申告が必要となります。大型特殊自動車については、引き続き、固定資産税(償却資産)の課税対象です。)

☎03-5253-5663

免許等その他の事項・全般的なことについて:農林水産省生産局技術普及課

☎03-6744-2111

農林水産省HP: http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html





令和
の
換地

▶第1回理事会…令和2年5月19日(火)

- 第1号 代表理事選任並びに組合長の選任について
- 第2号 役付理事選任並びに職務代理順位について
- 第3号 信用担当理事の決定について
- 第4号 使用人兼務役員の決定について
- 第5号 委員会の組織と構成について
- 第6号 理事・監事の席順設定について
- 第7号 理事の報酬(案)について
- 第8号 退任役員に対する退職慰労金の支給時期、支給方法について

▶第2回理事会…令和2年5月28日(木)

- 第1号 令和2年度組合員信用限度・クミカン供給限度・貸越極度査定書について
- 第2号 理事に対する資金貸付に係る事前承認について
- 第3号 理事との買取販売取引の包括的承認について
- 第4号 令和元年度「Aバンク基本方針に基づく財務モニタリングの報告について
- 第5号 行政庁への業務報告書の提出について
- 第6号 役員賠償責任保険料の支払いについて
- 第7号 スイートコーン施設に係る修繕工事について
- 第8号 第1・四半期監事監査日程について
- 第9号 登別支所金融窓口廃止スケジュール(案)について

未来を変える。 みんなで変える。

国営緊急農地再編整備事業

「伊達地区」 Vol.33

～換地に係る希望調査等にご協力をお願いします～

先月の広報誌でもお知らせしましたが、現在、換地に係る希望調査を実施しています。この調査は、「換地制度」の活用に向けて、土地所有者や耕作者の皆さまが、将来的にどのような農地の集積を望んでいるかを把握するために行うものです。

調査結果については、伊達地区独自の換地に関するルールを定める「換地設計基準」や工事後の農地の土地所有者や耕作者を定める「換地計画原案」の策定に係る検討資料として使用します。

また、当該調査のほかにも、対象となっている方には、国営事業への参加に向けた「土地所有者の承諾書」や「無利子貸付制度の活用に係る同意書」等もお送りしています。

各種調査等については、事務局が順次訪問し、回収させていただきますので、皆さまのご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

伊達地区国営緊急農地再編整備事業
促進期成会事務局
(伊達市経済環境部農務課農地再編推進室内)
Tel.0142-82-3201(直通)



農薬の適正使用とドリフト防止

6月になり、畑作物や野菜、水稻栽培が本格的に始まりました。周囲の環境や近隣の圃場への農薬のドリフトに気を付けましょう！
適正使用にはラベルの確認が必要です。安全・安心な農作物生産の維持をしていきましょう。

※農薬のドリフトに係るご相談は営農指導課へ



発行 伊達市農業協同組合(営農生産部編集)

〒052-8666 伊達市末永町74 Tel.0142-23-2181
E-mail kouhou@ja-datashi.or.jp http://www.ja-datashi.or.jp

